

令和3年度気復企第220号

気仙沼市お試し移住事業（災害公営住宅活用型）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市への移住を検討する者又は定住の促進を図る者（以下この条及び次条第2号において「移住検討者等」という。）に対し、本市における生活を体験する機会を提供することにより、本市の魅力及び地域の特性に対する移住検討者等の理解の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市外に住所を有する者が本市へ転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条1項に規定する転入をいう。）をすることをいう。
- (2) お試し移住事業（災害公営住宅活用型） 移住検討者等に対して本市に居住する市民と同様の生活環境を災害公営住宅の活用により提供することで、本市における日常的な生活を体験させる事業をいう。
- (3) お試し移住施設 お試し移住事業（災害公営住宅活用型）を利用する者（以下「利用者」という。）に提供する災害公営住宅（公営住宅地域対応活用計画（平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知による地域対応活用計画をいう。）について、東北地方整備局長の承認を受けた市営住宅）をいう。

（お試し移住施設の仕様）

第3条 お試し移住施設の仕様は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 市営南町二丁目住宅506号室
 - ア 住所 気仙沼市南町2丁目4番19号
 - イ 構造 集合住宅
 - ウ 床面積 80㎡

(2) 市営唐桑大沢住宅105号

- ア 住所 気仙沼市唐桑町台の下15番地
- イ 構造 平屋戸建
- ウ 床面積 55㎡

(利用対象者)

第4条 お試し移住事業（災害公営住宅活用型）を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用の申請の時点において、本市が備える住民基本台帳に記録されておらず、かつ、本市への移住を検討する者であること。
- (2) 本市への移住を検討する原因が転勤、婚姻又は通学でないこと。
- (3) お試し移住事業（災害公営住宅活用型）を利用する目的が、就職・起業、転勤又は通勤・通学でないこと。
- (4) お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用の申請の日において、お試し移住事業を利用しようとする者（複数人でお試し移住事業を利用しようとする場合は、その代表者。以下「申請者」という。）の年齢が20歳以上であること。
- (5) 移住・定住促進に関連する調査及び本市の広報事業に協力することができること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 利用期間中最低1回は市で指定する活動に従事できる者であること。
- (8) 第9条に規定する事項を遵守することができること。
- (9) お試し移住の利用終了日から起算して最低2年間は気仙沼市及び移住・定住支援センターMINATOから発信される移住・定住及び地域に関する情報・照会等を受理・回答できること。

(利用期間、回数等)

第5条 お試し移住事業（災害公営住宅活用型）を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、1回当たりの利用について連続する15日以上60日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用期間を短縮し、又は延長することができる。

2 利用者からの利用期間の延長は、協議をした上で認めることがある。

ただし、その場合でも利用期間は、他に申請者がいない場合に限り、利用開始初日から数えて最長60日までの範囲とする。

- 3 利用期間は、12月28日から翌年1月4日までの期間を除いた期間とする。
- 4 お試し移住事業（災害公営住宅活用型）を利用することができる回数は、利用者1人（複数人でお試し移住事業（災害公営住宅活用型）を利用する場合は、1団体）あたり毎年4月1日から翌年3月31日までの間において3回までとする。この場合において、前回の利用期間の最終日から1月以上経過しなければ、次回の利用をすることができないものとする。
- 5 お試し移住施設の利用を開始することができる時間は当該お試し移住施設の利用を開始する日の正午から午後5時までとし、お試し移住施設の利用を終了する時間は当該お試し移住施設の利用を終了する日の午後1時までとする。
- 6 利用開始前に自己都合により利用を取消しする場合は、第10条第1項第3号に基づき速やかに市長に申し出なければならない。

（利用申請）

第6条 申請者は、お試し移住事業（災害公営住宅活用型）利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、お試し移住施設の利用を開始しようとする日の2箇月前の日の属する月の1日から利用を開始しようとする日の20日前までの間に市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請者が本人であることを確認することができる書類の写し（官公署が発行した顔写真付きの書類）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（利用決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用の可否をお試し移住事業（災害公営住宅活用型）利用可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（費用負担）

第8条 お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用に係る利用者の費用の負担は、別表のとおりとする。

- 2 利用者は、別表に定める施設利用料の金額をお試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用を開始する日から起算して7日以内に気仙沼市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により納付されたお試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用に係る費用は、これを還付しない。ただし、災害、疾病等の原因によりお試し移住事業（災害公営住宅活用型）を利用することができなかった場合において、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 利用者は、お試し移住施設の設備及び備品を利用することができる。ただし、飲食及び日常生活に伴う消耗品、その他お試し移住施設に備えていない物品等については、利用者が負担するものとする。備えている備品は別に定める。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し移住施設の利用に当たり、当該お試し移住施設を管理する者の指示に従うとともに、善良な管理者の注意をもって利用すること。
 - (2) お試し移住施設の設備及び備品の毀損、紛失等が生じた場合は、直ちに当該お試し移住施設を管理する者に報告すること。
 - (3) その他お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用に関して市長が指示する事項を遵守すること。
- 2 利用者は、お試し移住施設の利用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第9号に掲げる行為に該当する場合であって、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに類する動物を飼育するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 利用者以外の者をお試し移住施設に宿泊させること。
 - (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場としてお試し移住施設を利用すること。
 - (3) 興行の用に供するためにお試し移住施設を利用すること。
 - (4) 展示会その他これに類する催しをお試し移住施設で開催すること。

- (5) 宗教の普及，勧誘，儀式その他これらに類する行為を行う会場としてお試し移住施設を利用すること。
- (6) お試し移住施設に文書，図書その他の印刷物を貼付し，又は配布すること。
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) お試し移住施設の全部又は一部を転貸し，又は権利を譲渡すること。
- (9) 犬，猫その他の動物を飼育すること。
- (10) 室内において喫煙すること。
- (11) 台所以外（敷地内含む）で火気を利用すること。（ただし，備付の暖房器具の利用は可能）
- (12) 滞在中に出たゴミを居住地の自治会の規則を守らずに処理すること。
- (13) お試し移住施設の鍵を複製すること。
- (14) その他利用者たるにふさわしくない行為をすること。

（利用決定の取消し）

第10条 市長は，利用者が次の各号のいずれかに該当するときは，お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用をお試し移住事業（災害公営住宅活用型）利用取消・停止通知書（様式第4号）により，取消し，又は停止することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によりお試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用の決定を受けたとき。
- (3) 利用者がお試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用の取消しを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長がお試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の場合において，利用者に損害が生じても，市は賠償の責めを負わない。ただし，同項第4号の規定に基づき同項の処分をした場合であって，当該処分が市の都合によるときは，この限りでない。

3 市の都合により利用の許可を取り消したとき既に納付された利用者負担額の全部又は一部を返還する。

（立入り）

第 1 1 条 市長は、お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ずに、当該利用者のお試し移住施設への立入りをすることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒否することができない。

（損害賠償）

第 1 2 条 利用者は、お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用において、故意又は過失により第三者及びお試し移住施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

（事故免責）

第 1 3 条 お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用において発生した事故については、お試し移住施設において当該お試し移住施設が当然に有すべき安全性を欠いていることに起因して発生した事故を除き、市長は、その一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

期間	利用者負担額（1室当たり）	備考
1 4 泊 1 5 日以上	施設利用料 1 2, 0 0 0 円	利用者負担額については、消費税及び地方消費税を含む。
2 9 泊 3 0 日以内	水道光熱費 3, 0 0 0 円	
3 0 泊 3 1 日以上	施設利用料 1 8, 0 0 0 円	
4 4 泊 4 5 日以内	水道光熱費 4, 5 0 0 円	
4 5 泊 4 6 日以上	施設利用料 2 4, 0 0 0 円	

5 9 泊 6 0 日 以 内	水 道 光 熱 費	6 , 0 0 0 円	
-----------------	-----------	-------------	--